# 2024年監査役制度の運用実態調査

# 第25回定時株主総会後の監査役等の体制に関する年次調査 解説編

#### アンケート実施状況

実施期間: 2024年7月17日(水)~2024年8月20日(火)

対 象: 2024年7月初旬の当協会法人会員7,639社および個人会員60名

実施方法: インターネットを利用し1社1回答

# 回答社数と回答率

(社数/比率)	監査役(会)	) 設置会社*	監査等委員会 設置会社		指名委員会等 設置会社	
対象社数	6, 129		1, 421		89	
回答社数/回答率	2, 388	39.0%	659	46. 4%	37	41. 6%

\*監事設置法人を含む。

# 回答会社属性

# 上場区分

(社数/比率)	監査役(会)設置会社		監査等委員会 設置会社		指名委員会等 設置会社	
プライム市場	434	18. 2%	336	51.0%	30	81. 1%
スタンダード市場	326	13. 7%	218	33. 1%	4	10. 8%
グロース市場	152	6. 4%	47	7. 1%	0	0.0%
その他上場	47	2.0%	12	1.8%	0	0.0%
非上場	1, 429	59.8%	46	7. 0%	3	8. 1%

#### 会社法区分

(社数/比率)	監査役(会)設置会社		監査等委員会 設置会社		指名委員会等 設置会社	
大会社	1, 507	63. 1%	537	81. 5%	37	100.0%
大会社以外	861	36. 1%	122	18. 5%	0	0. 0%
その他(相互会社・ 特殊法人等)	20	0. 8%	-	-	-	-

# 【凡例】解説編のコメントにおける各資料編の引用について

- ・監査役(会)設置会社版は(役)
- 監査等委員会設置会社版は(等)
- 指名委員会等設置会社版は(指)

# はじめに

日本監査役協会では、「役員等の構成の変化などに関するインターネット・アンケート」を 2003 年以降毎年継続して調査し、質問内容の見直しと改称を経て、会員のご協力により第 24 回まで実施してきた。今回の第 25 回年次調査では、例年どおり、定時株主総会後の各社の役員等の構成の変化や株主総会における監査役等の実務および報酬について調査を実施した。

上述のインターネット・アンケートでは、各社の企業統治体制、監査役等の日常の監査活動および内部監査部門や会計監査人との連携についても調査していたが、2021年以降は調査未実施であったため、日本監査役協会の設立50周年を迎えたことを契機に、今回「2024年監査役制度の運用実態調査」として、第25回年次調査と併せて実施した。

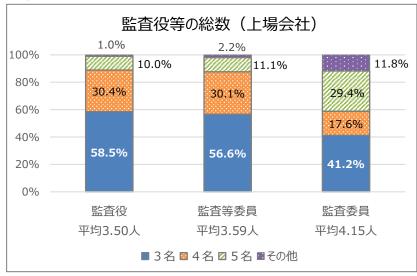
資料編では今回調査の数値と前回調査の数値を比較しているが、2023 年に実施した第 24 回年次調査の結果がある質問はそれと較し、また 2021 年に実施した第 22 回インターネット・アンケートの調査結果が直近データとなる質問は、2021 年と比較している。比較対象のない質問は、2024 年の今回調査結果のみ掲載している。

# I 監査役等の構成について

- 1. 監査役会等の体制
- (1) 監査役等の構成
- ●実効性向上の視点から監査役会等の体制検討を

監査役等の監査の実効性向上を図るうえで、監査役会等の構成について検討することは不可欠の視点である<sup>1</sup>。自社の業種・業態、経営環境や社会情勢の変化等を踏まえ、重点監査項目への対応や適切な監査計画の実施に必要と考えられる監査役会等の人数、構成、個々の監査役等のスキルや知見などを整理し、監査役等の間のみならず執行側とも認識の共有を図ることが監査の実効性向上に向けた重要なステップとなる。

## ① 監査役等の総数 (上場会社) (役)問1-1-1③、(等)問1-1-1②、(指)問1-1-2④



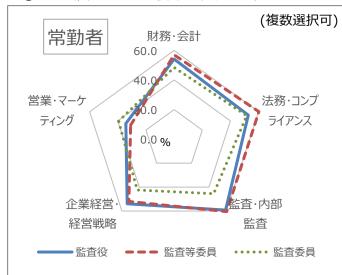
上場会社では、監査役及び監査等 委員数3名の会社が最も多く、4名の 会社と合計するとそれぞれ9割近く に達する。

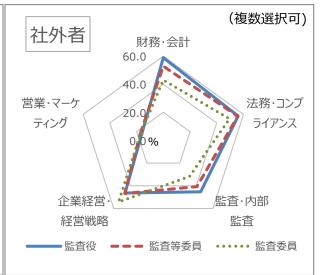
監査役(会)設置会社において、補 欠監査役を選任している上場会社 は42.5%であることから(資料編問 1-6-1参照)、3名体制の会社の多く は補欠監査役を選任することで欠 員に備えていると考えられる。

なお、指名委員会等設置会社では、 4名以上の会社が過半数となってい る(合計58.8%)。

 $<sup>^1</sup>$ 日本監査役協会ケース・スタディ委員会「『監査役会等の実効性評価』の実施と開示の状況」 2024 年 11 月 12 日参照。

# ② 常勤/社外の監査役等が有する知見(スキル)(上場会社)





(合計人数に占める比率)	監査役 問1-4		監査等委員 問1-4		監査委員 問1-4	
	常勤者	社外者	常勤者	社外者	常勤者	社外者
財務·会計	54.2	58.9	57.0	52.8	48.5	43.0
法務・コンプライアンス	52.7	56.0	60.2	55.7	51.5	49.5
監査·内部監査	59.2	45.3	60.5	40.7	45.5	31.8
企業経営·経営戦略	53.9	46.3	52.0	46.8	42.4	54.2
営業・マーケティング	34.3	16.0	30.9	17.1	39.4	16.8
合計人数	1,298	2,290	635	1,664	33	107

\*上記以外の知見は各資料編を参照。

- ・監査役及び監査等委員の常勤者では、「監査・内部監査に関する知見」が最多となっている。
- ・社外監査役等で「財務・会計に関する知見」が高い傾向にあるのは、改訂 CG コード原則 4-11 で「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。」と要請されていることを踏まえたものと考えられる。

# ●常勤者の設置

監査役会においては常勤者の設置が法定されている。一方で、監査等委員会及び監査委員会においては常勤者の設置は任意とされているが、事業報告において常勤者の有無及びその理由を開示することが求められている<sup>2</sup>。このことは、委員会型の会社においても、常勤者の設置に対する要請がありうることや、常勤者を設置しない場合にどのような体制で監査の実効性を上げていくのかという点について説明が求められることを示唆している。

常勤者がいることで日常的な情報収集や執行側との意見交換、機動的な往査の 実施といった実効性のある監査に資する活動がより行いやすくなると考えられる。監査等 委員会においても95%が常勤者を設置しており、各社とも常勤者の有用性を踏まえた体制をとっていることが うかがえる。

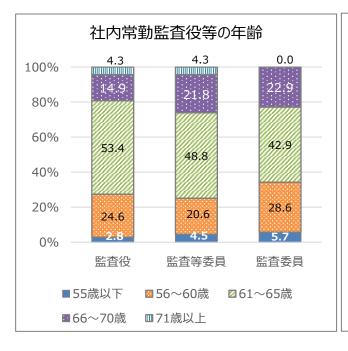
#### ③ 常勤者および社外者の平均人数と構成比(上場会社)

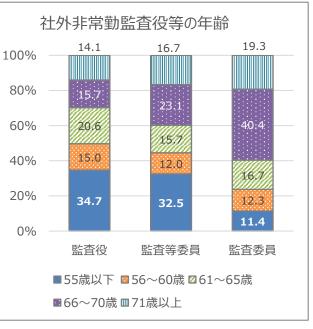
(平均人数/監査役等全体	監査役		監査等委員		監査委員	
に占める比率)	問1-1-1①		問1-1-2①		問1-1-2①	
常勤者	1.37	39.1%	1.07	29.8%	0.97	23.4%
常勤者がいる会社の割合	99.9%		94.5%		73.5%	
社外者	2.43	69.4%	2.79	77.7%	3.15	75.9%

常勤の監査役等がいる会社の割合は、監査役(会)設置会社の全体で97.7%、上場会社では99.9%、監査等委員会設置会社の全体では94.9%、指名委員会等設置会社の全体では75.7%となっており、常勤の選定が義務付けられていない委員会型の会社においても大多数の会社では常勤者が選定されている。

# ④ 社内常勤者および社外非常勤者の年齢構成比(全体)

(役)問1-1-2①、(等)問1-1-3①、(指)問1-1-3①





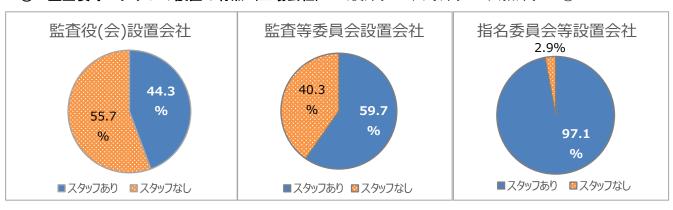
<sup>2</sup> 会社法施行規則第121条第10号イ・ロ

# (2) 監査役等スタッフ(補助使用人)の設置状況

# ●監査体制の充実に向けて

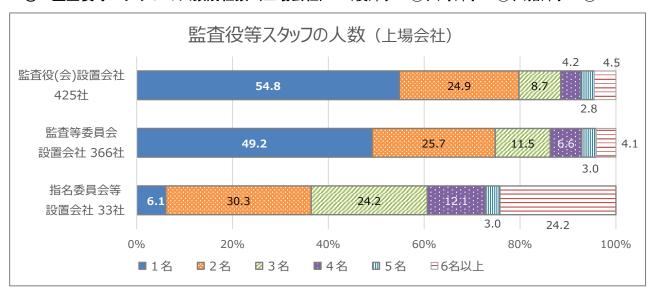
監査役(会)設置会社では監査役スタッフを置く会社が減少傾向にある。各社のリソースや環境に応じた対応が必要となるが、監査役会等の実効性向上のためには監査役スタッフの存在は重要である。監査役等がスタッフを必要と判断する場合には、設置を積極的に要請することも求められる。

#### ① 監査役等スタッフの設置の有無(上場会社) (役)問 2-1、(等)問 2-1、(指)問 2-1(1)



- ・機関設計により設置状況に大きな差が出ている。
- ・監査役会設置会社の上場会社ではスタッフのいる会社が2020年には49.1%あったが、以降減少傾向にあり、 今回も前年から2.5ポイント減少している。他方、監査等委員会設置会社の上場会社は、2020年は57.0%であ り、増加傾向にある。
- ・なお、監査役(会)設置会社の非上場会社では、スタッフがいる会社は33.0%である。

# ② 監査役等スタッフの人数別社数 (上場会社) (役)問2-2③、(等)問2-2③、(指)問2-1③



- ・監査役(会)設置会社では、スタッフが1名から2名までの会社が79.7%、監査等委員会設置会社では74.9%である。
- ・指名委員会等設置会社では、6名以上の会社は24.2%となっている。

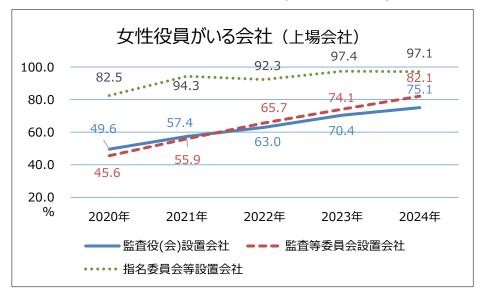
# 2. 取締役会等の体制

# (1) 女性役員の人数

# ●社内人材の登用・育成が必要

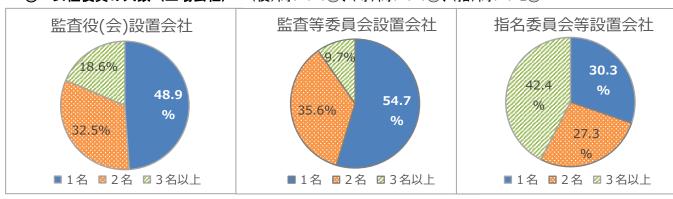
2021年の改訂CGコード補充原則2-4①において、中核人材の登用等における多様性の確保について規定されて以降、女性役員については確実に増加傾向が続いている。特にプライム市場上場会社には、2025年を目途に女性役員を1名以上選任するよう努めること、また2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを目指すことが規定された(有価証券上場規程第445条の7及び別添2)。現状は社外者としての登用が中心となっているため、今後は社内者の育成、登用が課題といえよう。

# ① 女性役員の有無(上場会社) (役)問1-1-1①、(等)問1-1-1①、(指)問1-1-2①



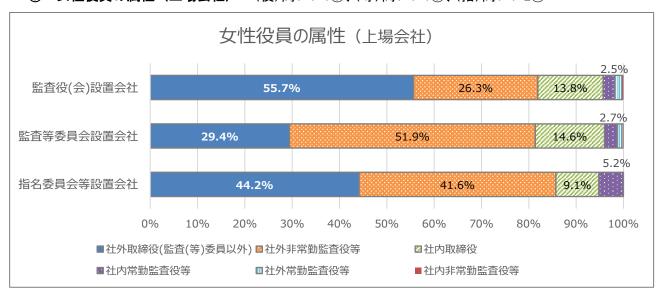
・女性の役員(取締役および監査役)がいる会社は、監査役(会)設置会社では前回から4.7ポイント増加、監査等委員会設置会社では8.0ポイント増加している。

#### ② 女性役員の人数(上場会社) (役)問1-1-1②、(等)問1-1-1②、(指)問1-1-2②



・女性の役員がいる会社では、女性の役員が1名の会社が最も多いものの、2名以上の会社がやや増加している。

# ③ 女性役員の属性(上場会社) (役)問1-1-1③、(等)問1-1-1③、(指)問1-1-2④



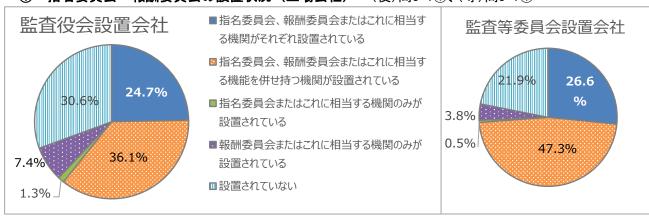
・すべての機関設計において、社外者の登用が8割に達している。

#### 3. 指名委員会・報酬委員会またはこれに相当する機関の設置

# ●監査役等の権限との整理が必須

CGコードの影響もあり、指名委員会・報酬委員会を設置する上場会社は増加傾向にある。当該機関において、 監査役等の選任や報酬についても検討対象となっている場合には、監査役等の権限に照らして適切 な運用がされるよう留意する必要がある。

# ① 指名委員会・報酬委員会の設置状況(上場会社) (役)問3-1①、(等)問3-1①



- ・最も多いのは「指名・報酬委員会を併せ持つ機関が設置されている」会社であり、監査役(会)設置会社では 2020年から9.0ポイント増加、監査等委員会設置会社では16.7ポイント増加した。
- ・いずれも設置されていない会社は、監査役(会)設置会社は2020年から18.0ポイント減少、監査等委員会設置会社は24.2ポイント減少した。2021年6月のCGコード改訂以降、指名委員会・報酬委員会の設置が実務として定着してきたと考えられる。
- ・特にプライム市場上場会社の場合、「指名・報酬委員会を併せ持つ機関が設置されている」会社は、監査役(会)設置会社では47.7%、監査等委員会設置会社では60.1%となっている。

# Ⅱ 監査役等の監査活動について

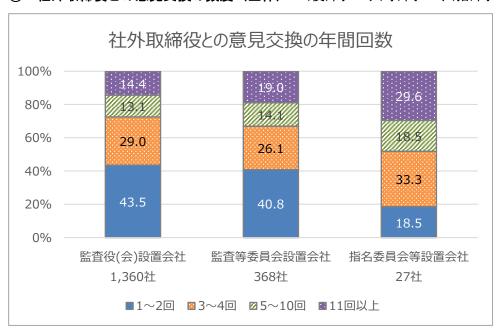
# 1. 監査役会等の監査活動

# ●社外取締役との連携がますます重要に

社外取締役の設置割合及び1社あたりの平均人数が増加していく中で、社外取締役の監督機能の実効性向上がより一層要請されている。こうした中、同じ非業務執行役員として監査役等と社外取締役との連携や情報共有の必要性も高まっている。特に常勤者を擁する監査役会等の場合、社外取締役に比べて入手できる情報の量が多く、また範囲も広いため経営の監督の視点から有用と判断できる情報は積極的に共有することが望まれる。

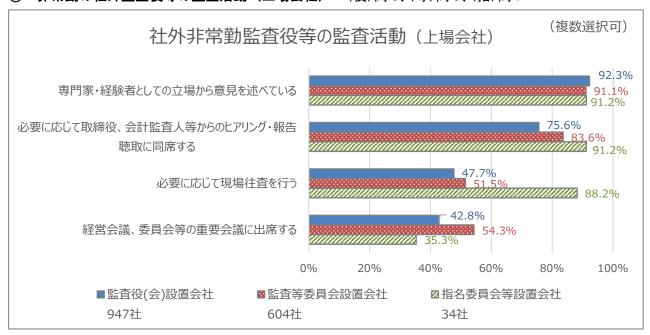
また、監査役会等においては非常勤の社外監査役等も往査に同行するなどの積極的な活動が行われている。この点においても同じ非常勤の社外取締役よりも社外監査役等の方がより多くの情報を入手できる環境にある。こうしたことから、社外役員同士の情報提供や意見交換が行われている実例もみられる。本調査からみえてくるこうした実態も参考に自社の監査役等と社外取締役との連携の在り方について検討し、代表取締役とも認識の共有を図ることが望まれる。

# ① 社外取締役との意見交換の頻度(全体) (役)問5-2、(等)問5-2、(指)問4-2



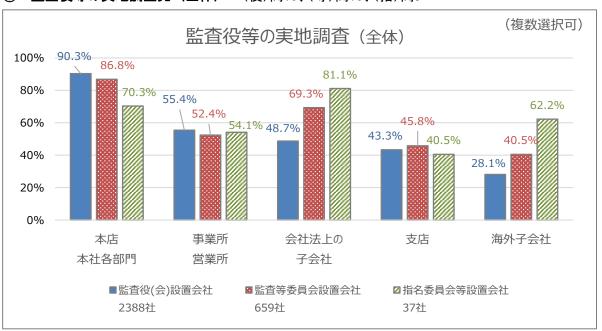
・年間で1~2回実施する会社が最も多く、従来から傾向に特段の変化はない。

# ② 非常勤の社外監査役等の監査活動 (上場会社) (役) 問 8、(等) 問 8、(指) 問 7



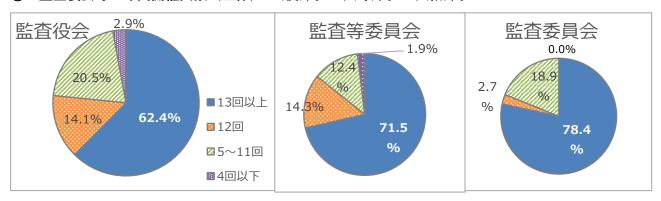
<sup>・</sup>非常勤の社外監査役等も、役員等のヒアリングに同席するほか、現場への往査や経営会議等に出席するケースもあることがうかがえる。

#### ③ 監査役等の実地調査先(全体) (役)問10、(等)問10、(指)問9

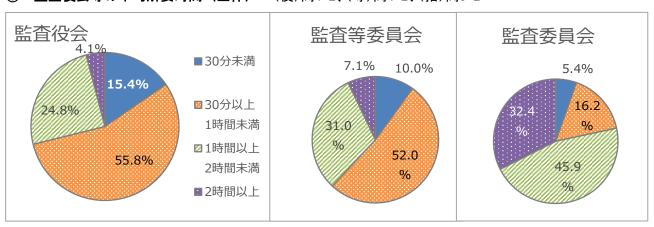


・監査役(会)設置会社の上場会社では、「海外子会社」は44.1%に達している。

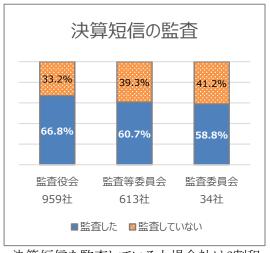
# ④ 監査役会等の年間開催回数(全体) (役)問4-1、(等)問4-1、(指)問3-1



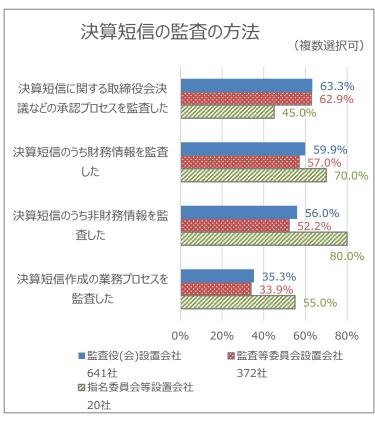
# ⑤ 監査役会等の平均所要時間(全体) (役)問4-2、(等)問4-2、(指)問3-2



# **⑥ 決算短信の監査 (上場会社)** (役)問16-2、16-3、(等)問16-2、16-3、(指)問15-2、15-3



- ・決算短信を監査している上場会社は6割程 度である。
- ・第1・第3四半期の監査人によるレビューが 任意とされていることも踏まえ、各社の状況 に応じた監査のあり方について検討する必 要がある。

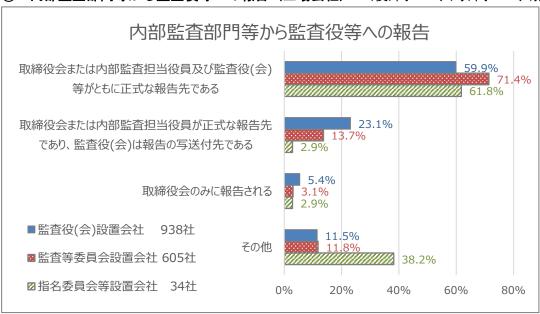


# 2. 内部監査部門等および会計監査人との連携

- (1) 内部監査部門等との連携
- ●情報の活用と適切な連携が必須

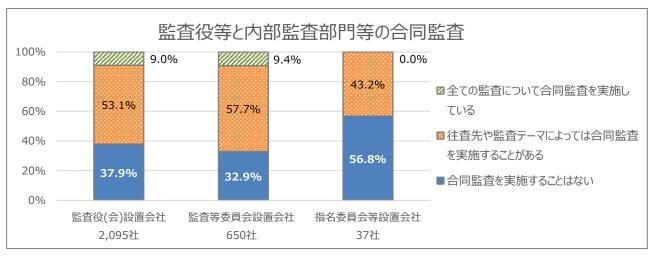
ダブルレポーティングの定着により、監査役等に対する内部監査部門等からの報告は大多数の会社で実施されている。こうして得られた情報の活用は監査役等の監査の実効性向上にも不可欠であり、時には必要な指示も 含めた適切な連携を図ることが企業価値向上の点でも必須である。

#### ① 内部監査部門等から監査役等への報告(上場会社) (役)問20-4、(等)問20-4、(指)問19-4



- ・前提として、上場会社では97%以上で内部監査部門等が設置されている((役)(等)問20-1、(指)問19-1)。
- ・内部監査部門から監査役会等に対して正式に報告がなされている上場会社は、監査役(会)設置会社では2021年から14.7ポイント増加して59.9%、監査等委員会設置会社では17.8ポイント増加して71.4%となった。
- ・改訂CGコード補充原則4-13③により「上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築」することを受けた結果が出ていると思われる。

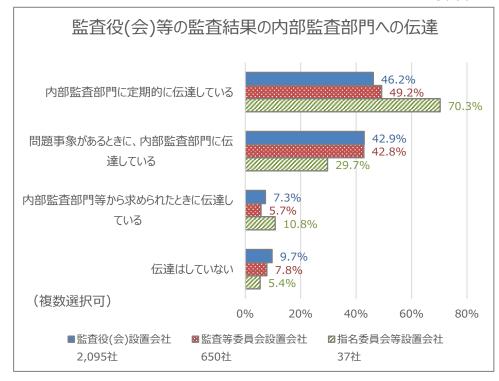
# ② 監査役等と内部監査部門等との連携(合同監査)(全体) (役)問20-6、(等)問20-6、(指)問19-6



・「往査先や監査テーマによっては合同監査を実施することがある」が過半数であるが(指名委員会等設置会社を除く)、監査役会設置会社では2021年から5.0ポイント減少、監査等委員会設置会社では6.8ポイント減少している。他方、「合同監査を実施することはない」が特に監査等委員会設置会社では8.6ポイント増加しており、今後の動向を注視したい。

## ③ 内部監査部門等に対する監査役(会)等の監査結果の伝達(全体)

(役)問20-7、(等)問20-7、(指)問19-7



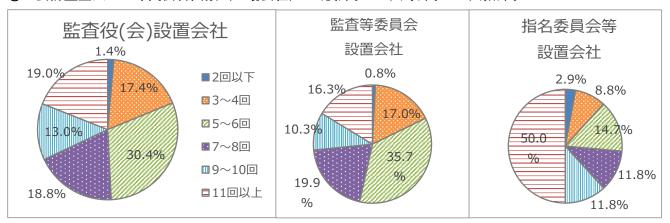
・内部監査部門等に対して監査役(会)等の監査結果を何らかの形で伝達している会社は9割以上となり、ほとんどの会社で監査役(会)の監査結果の伝達がなされている。

# (2) 会計監査人との連携

# ●監査役等からも情報提供を

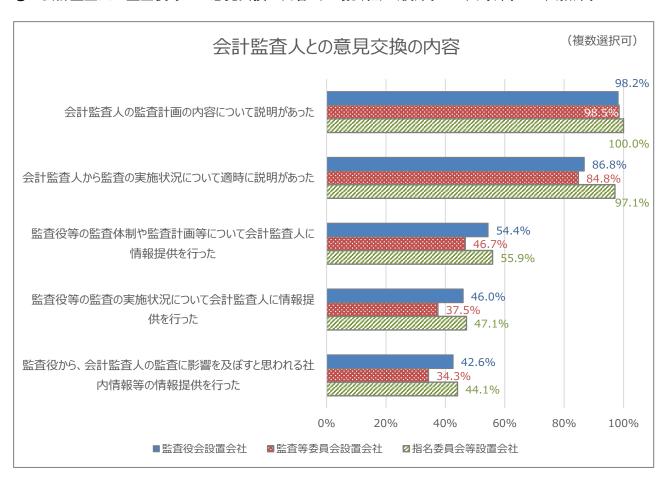
四半期開示をはじめとした制度改正やサステナビリティに代表される非財務情報を含めた開示の多様化といった環境変化により、会計監査人との連携は今後もますます重要となる。これまでの実務の積み重ねにより一定の連携は図られていると思われるが、会計監査人からの監査計画や監査の実施状況に関する説明などの情報提供に比して、監査役等からの情報提供が少ない傾向にある。特に非財務情報については、監査役等でなければ得られない情報も多いと考えられ、監査役等から会計監査人に対する情報提供の有用性も高まっていくものと思われる。

# ① 会計監査人との年間会合回数(上場会社) (役)問21-2、(等)問21-2、(指)問20-2



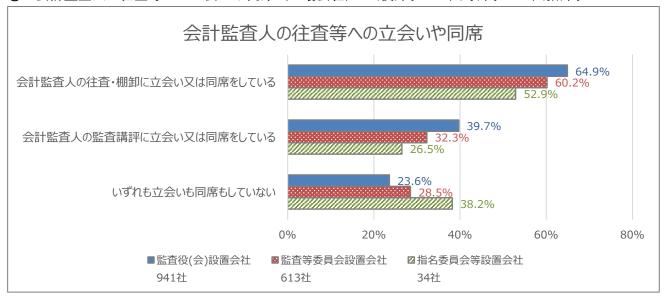
- ・最も多いのは「 $5\sim6$ 回」で3割以上あるが、「 $3\sim4$ 回」、「 $7\sim8$ 回」および監査役(会)設置会社では「11回以上」の区分もそれぞれ2割近くを占めている。
- ・指名委員会等設置会社では、他の機関設計とは異なり「11回以上」が50%を占めている。

# ② 会計監査人と監査役等との意見交換の内容(上場会社)(役)問21-3、(等)問21-3、(指)問20-3



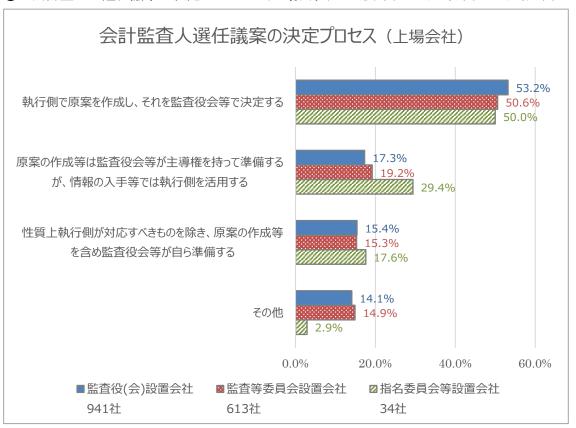
・会計監査人の監査計画や監査の実施状況については、大多数の監査役等は説明を受けている(8割以上)。 これに対し、監査役等の監査計画や監査の実施状況などの情報提供をしている監査役等は、会計監査人から の情報提供と比較すると少ない(5割程度)。

# ③ 会計監査人の往査等への立会いや同席(上場会社) (役)問 21-4、(等)問 21-4、(指)問 20-4



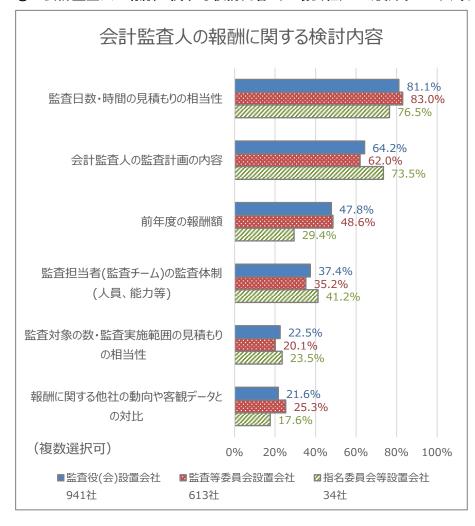
・「会計監査人の往査・棚卸に立会い又は同席をしている」が上場会社では約6割に達している。

# ④ 会計監査人選任議案の決定プロセス (上場会社) (役)問22-1、(等)問22-1、(指)問21-1



- ・最も多いのは従来同様、執行側が会計監査人の選任議案を主導して作成する会社であり、監査役(会)設置会社では7.1ポイント増加し53.2%となっている。
- ・他方、監査役会等が自ら準備する会社は、依然として少数派であるが、やや増加している。

# ⑤ 会計監査人の報酬に関する検討内容(上場会社) (役)問23-1、(等)問23-1、(指)問22-1

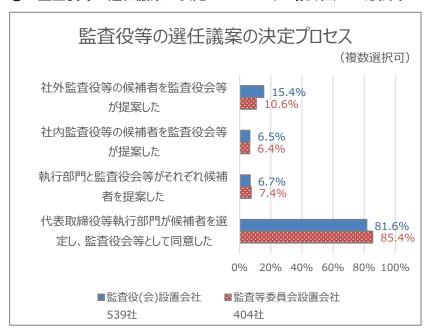


- ・会計監査人の報酬に関する 検討内容としては、「監査日 数・時間の見積もりの相当性」 が全体的に8割前後に達して いる。次に「会計監査人の監 査計画の内容」が6割以上となっている。
- ・なお、「会計監査人から、監 査報酬及び非監査報酬の額 について、説明があった」会社 は、監査役会設置会社の上場 会社で78.4%である(問21-3)。

# Ⅲ 定時株主総会に係る監査役関連の実務について

## 1. 監査役等の選任の状況

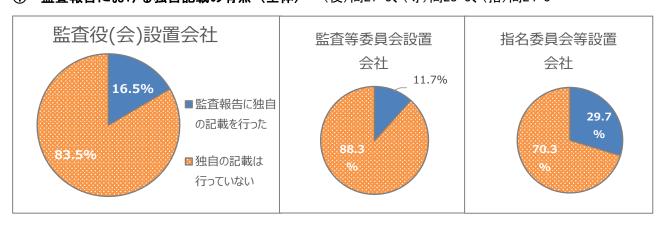
# ① 監査役等の選任議案の決定プロセス (上場会社) (役)問 24-2、(等)問 24-2



- ・前提として、監査役等の選任議案があった上場会社は、監査役(会)設置会社全体では56.2%、監査等委員会設置会社では65.9%であった((役)(等)問24-1)。
- ・「代表取締役等執行部門が候補者を選定し、監査役(会)として同意した」が 8 割以上を占めているが、監査役(会)設置会社では 2021 年から 6.1 ポイント減少した。
- ・監査役会等が監査役等の候補者の 選定に積極的に関わっている会社は 2021年から少し増加した。改訂 CGコード原則 4-4 において、監査役の選 解任の権限行使について改めて明記 されたことが影響していると考えられ る。

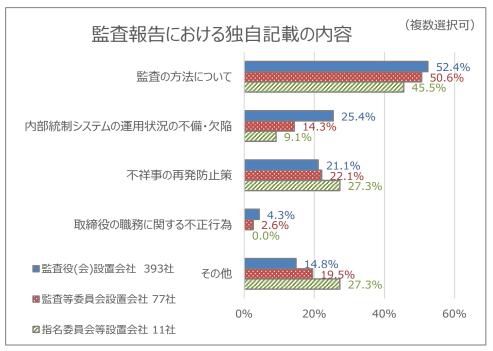
# 2. 監査報告作成をめぐる状況

#### (1) **監査報告における独自記載の有無(全体)** (役)問27-3、(等)問28-3、(指)問24-3



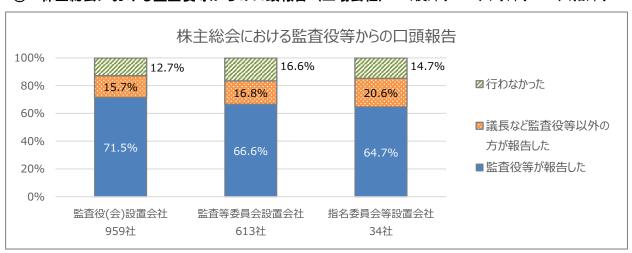
・日本監査役協会の監査報告のひな型に限らない独自の工夫による記載を行った会社は、全体で16.5%であり 一定の割合を占めている。

# ② 監査報告における独自記載の内容(全体) (役)問27-4、(等)問28-4、(指)問24-4



・独自記載の内容としては「監査の方法について」が最も多く、全体で約半数に達している。

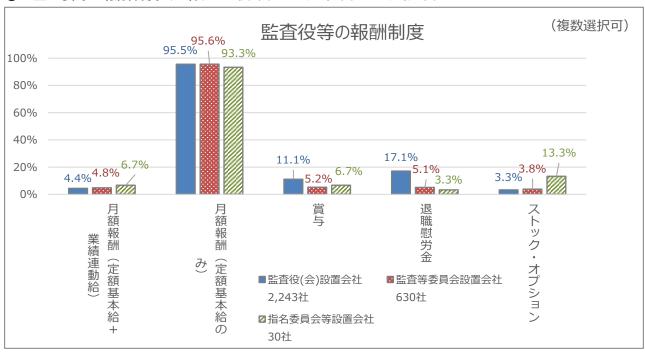
# ③ 株主総会における監査役等からの口頭報告(上場会社) (役)問28-1、(等)問29-1、(指)問25-1



・監査役等が口頭報告を行った上場会社は、2021年調査では監査役(会)設置会社63.3%、監査等委員会設置会社58.9%であったが、現在は増加している。コロナ禍における株主総会の規模縮小、時間短縮などの対策から元に戻ってきたと思われる。

# Ⅳ 監査役等の報酬について

① 監査役等の報酬制度(全体) (役)問30-1、(等)問31-1、(指)問27-1



- ・月額報酬のみの会社が大多数で毎年変化はない。また、業績連動給のある会社はいずれの機関設計でも数パーセントである。監査役等の職務は業績と直接連動がないことが理由だと考えられる。
- ・賞与の支給制度がある会社はいずれの機関設計でも少数であるが、そのうち実際に支給されている会社は 8 割以上である。
- ・監査役等の年額報酬額については、資料編を参照。

以上